

1	令和7年度 第9回厚真町農業委員会総会議事録
	令和7年12月23日（火） 午後4時30分から
2	令和7年度 第9回厚真町農業委員会総会を総合総合福祉センター第2会議室に招集する。
3	出席委員 13名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一 欠席委員 職務代理 13番 高橋宥悦
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 農業者年金業務報告 第5 報告第1号 各諸証明の発行 第6 報告第2号 農用地あっせん 第7 議案第1号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第8 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案 第9 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和7年度 第9回総会を開催いたします。 本日は高橋職務代理が所要により欠席となりますのでご報告いたします。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名中13名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午後4時30分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】

議長	それでは、中島純一委員、中島広幸委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、奥井主事を指名いたします。
議長	日程第２ 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日１日限りとすることに決定いたしました。
議長	日程第３ 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長	日程第４ 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布の、農業者年金処理台帳をご覧ください。 12月分の処理状況でございますが、 受付番号67番、死亡関係届出書1件でございます。 受付番号68番から83番までが被保険者資格喪失届出書16件。 84番、保険料還付金振込先申出書1件を処理しております。 以上で、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「農業者年金業務報告」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第５ 報告第１号「各諸証明の発行」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書１ページをお開きください。 報告第１号各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第４条第１項の規定により下記のとおり発行したので、報告する。 令和７年１２月２３日提出厚真町農業委員会会長 証明番号１０番から１３番にかけて現況証明、 １４番耕作証明を記載の通り発行しております。 申請人につきましても、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第１号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第１号「各諸証明の発行」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第６ 報告第２号「農用地あつせん」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。

事務局(奥井主事)	議案書 2 ページをご覧ください。 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和 7 年 12 月 23 日 厚真町農業委員会会長 1 番 申出人 ○○市 ■■ 申出日 令和 7 年 11 月 14 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 高橋職務代理、米澤委員、早坂委員を令和 7 年 12 月 1 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在、○○○番○以下 6 筆記載のとおりです。 地目 全て畑 地積 6 筆合計 17,541 m² 10a あたり単価 公簿価格 ○万円 対価 ○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和 7 年 12 月 8 日 2 回で成立 総合福祉センター第 1 会議で行っております。 続いて 2 番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和 7 年 11 月 21 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 中島広幸委員長、上田委員、澤田委員を令和 7 年 12 月 1 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、所在、○○○○番記載のとおりです。 地目 田 地積 11,455 m² 10a あたり単価 公簿価格○万円 対価 ○○円 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和 7 年 12 月 9 日 1 回で成立 役場応接室で行っております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて補足説明を求めます。 1 番を米澤委員お願いします。
米澤委員	高橋職務代理に代わりまして私からご説明いたします。 1 番のあっせんですけれども、これまで賃貸借を結んでいまして、■■さんが農地を売りたいということでして、■■さんが購入されたということでございます。 価格の○万円についてはですね、○○地区の畑の平均単価だと聞いていますし、2 回で成立というのは、1 回目で微差がありまして、2 回で成立しています。よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 2 番を中島広幸委員お願いいたします。
中島広幸委員	2 番のあっせんですけれども、■■さんが高齢のため規模縮小ということで、富野にある土地を■■さんに買って欲しいということになりまして、 この土地の両隣が■■さんの土地ですので、■■さんが買うことになりまして、1 回で成立していますので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、報告第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 2 号「農用地あっせん」については、報告のとおりいたします。

議長	日程第 7 議案第 1 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 3 ページでございます。 議案第 3 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 7 年 12 月 23 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 18 条第 1 項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の 6 カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。 本文に戻ります。 1 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○市 ■■■ 所在、○○○番○ 以下 2 筆 記載のとおりでございます。 面積 2 筆 合計 11,696 m²。 合意解約成立年月日、令和 7 年 12 月 2 日。 土地の引渡し時期、令和 7 年 12 月 23 日でございます。 2 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○ ■■■ 所在、○○○番○ 以下 5 筆 記載のとおりでございます。 面積 5 筆合計 101,939 m²。 合意解約成立年月日、令和 7 年 12 月 3 日。 土地の引渡し時期、令和 7 年 12 月 23 日でございます。 3 番、賃借人 ○○ ■■■ 賃貸人 ○○市 ■■■ 所在、○○○○番○ 以下 7 筆記載のとおりでございます。 面積 7 筆合計 31,996 m²。 合意解約成立年月日、令和 7 年 12 月 15 日。 土地の引渡し時期、令和 7 年 12 月 23 日でございます。 以上のことから、農地法第 18 条第 1 項の知事の許可を必要としない要件の、農地の引き渡しを行う期限前の 6 カ月以内に成立した合意解約に該当することから、本案件については、農地法第 18 条の規定に基づき、賃貸借の解約が成立していると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上で、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、議案第 1 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】

議長	起立全員であります。 したがって、議案第1号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第8 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書4ページでございます。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和7年12月23日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書5ページでございます。 1番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 ■■ 所有権を移転するもの 〇〇市 ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇〇番〇以下6筆 地目 畑 面積6筆合計 17,541 m² 所有権の移転時期 令和8年1月16日。 対価 10aあたり 〇万円 総額〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■さんですが、1%の手数料として、〇〇円。手数料に係る消費税として、〇〇円、合計〇〇円が公社への振込金額になります。 続いて下段、出し手の■■さんですが、2%の手数料として〇〇円。消費税〇〇円。こちらを差し引いた、〇〇円が■■さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は〇月〇日まで、公社は〇月〇日が期限となっています。ただし、あくまでも、契約書に記載の日付でございまして、現在は〇月〇日を支払予定日としており、この通りにいけば、早く振込まれる場合がございます。 2番 所有権の移転を受けるもの、富野 ■■ 所有権を移転するもの 豊丘 ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇〇番 地目 田 面積 11,455 m² 所有権の移転時期 令和〇年〇月〇日。 対価 10aあたり 〇万円 総額〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■さんですが、1%の手数料として、〇〇円。手数料に係る消費税として〇〇円。総額〇〇円が公社への振込金額になります。 続いて下段、出し手の■■さんですが、2%の手数料として〇〇円。消費税〇〇円。こちらを差し引いた、〇〇円が■■さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、こちらも受け手は〇月〇日まで、公社は〇月〇日が期限となっています。ただし、あくまでも、契約書に記載の日付でございまして、現在は〇月〇日を支払予定日としており、この通りにいけば、早く振込まれる場合がございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第2号で承認をいただいておりますので、

	地区担当委員の意見は省略いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第2号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
藤本委員	確認ですが、あっせんのに買い手、売り手に中間管理機構を通さない、、、
議長	通さないで税金の控除がないので、通した方がいいです。 ただ、胆振地方連でも反発の声がありまして、特に事務局の仕事が多くなると。全部の書類や封書を間違いないよう作成しています。 手数料も全国で一律ではありません。 また北海道も面積が広く、本部1つ、支所が6つありますが、それでも時間がかかります。 今回、議案は少ないですが、やはりこの時期はどこも案件が多いです。 1月に支払いをしても登記は2月を過ぎるようです。 ただ、総会を通して以上は私達にも責任がありますので。
議長	他にありませんか。
藤本委員	対価の支払い日は決められないということか。
議長	決められるが、ここに記載されている日の前に予定通り振り込めば、早く振り込まれる場合もあるということです。 ただ先ほど事務局が言ったとおり、期限までには振り込まれます。
事務局(奥井主事)	代金の支払いは期限までにありますが、登記に時間がかかると聞いています。
議長	他にありませんか。
議長	これで質疑を終わります。 それでは、議案第2号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第9 「農地移動適正化あっせん委員の指名」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
議長	本日配布しています、農地移動適正化あっせん委員の指名をご覧ください 本日までに3件の申し出がございます。 1件目でございます。 申出者 ○○市 ■■ 申出の種類 売買 申出日 令和7年12月2日 申出地 所在 ○○○番○ 以下4筆 地目畑 地積4筆合計 15,088㎡でございます。 2枚目に位置図。3枚目に地番図、4枚目に写真図でございます。 2件目でございます。 申出者 ○○ ■■ 申出の種類 売買 申出日 令和7年12月3日 申出地 所在 ○○○番○ 以下5筆 地目 田 地積5筆合計 101,939㎡でございます。 2枚目に位置図。3枚目に地番図、4枚目に写真図でございます。 3件目でございます。

	申出者 ○○市 ■■ 申出の種類 売買 申出日 令和7年12月15日 申出地 所在 ○○○番○ 以下6筆 地目 田および畑 地積5筆合計 31,788 m²でございます。 2枚目に位置図。3枚目に地番図、4枚目に写真図でございます。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 ○○市 ■■さん の申し出地につきましては、高橋職務代理、米澤委員、早坂委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委員を指名いたします。 続いて、○○ ■■さん の申し出地につきましては、藤本委員、中島純一委員、安田委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 続いて、○○市 ■■さん の申し出地につきましては、安田委員、中島純一委員、藤本委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしくお願いいたします。
議長 (高橋職務代理)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和7年度第9回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午後5時16分閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長 (会 長) _____

署名委員 (中島純一委員) _____

署名委員 (中島広幸委員) _____